

福岡県立病院経営強化プラン

令和6年3月

福岡県

目次

I. 基本的事項	1
1. 策定の趣旨	1
2. 対象期間	1
II. これまでの県立病院改革の取組と成果	2
III. 取組方針	2
1. 地域における役割	2
(1) 太宰府病院の果たすべき役割・機能	2
(2) 機能分化・連携強化	3
(3) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標	3
(4) 一般会計負担金の考え方	3
2. 医師・看護師等の確保と働き方改革	4
(1) 医師・看護師等の確保	4
(2) 臨床研修医の受入等を通じた若手医師の確保	4
(3) 医師の働き方改革への対応	4
3. 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	5
4. 施設・設備の最適化	5
(1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制	5
(2) デジタル化への対応	5
5. 経営の効率化	6
IV. 経営強化プランの点検・評価・公表	6

I. 基本的事項

1. 策定の趣旨

- 公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている。しかし、医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、医療の高度化といった経営環境の急激な変化等を背景とする厳しい環境が続いており、持続可能な経営を確保しきれていない病院も多いのが実態である。
- こうした状況を踏まえ、令和4年3月に総務省から示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、病院事業を設置する地方公共団体は、公立病院経営強化プランを策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むことが要請された。
- このことを受け、本県唯一の県立病院である県立精神医療センター太宰府病院（以下「太宰府病院」という。）が、地域における基幹的な公的医療機関として持続可能な地域医療提供体制を確保するための取組方針として、ガイドラインに基づき、「福岡県立病院経営強化プラン」（以下「経営強化プラン」という。）を策定する。

2. 対象期間

ガイドラインにおいて標準期間とされている令和6年度から令和9年度までの4年間とする。

Ⅱ. これまでの県立病院改革の取組と成果

○本県では、平成15年度に「県立病院改革（移譲及び公設民営化）に関する計画」を策定し、同計画に基づき、平成17年から平成19年にかけて、当時の5つの県立病院のうち4病院を民間移譲するとともに、太宰府病院に指定管理者制度を導入し、精神科自治体病院として初の公設民営化を行った。

○太宰府病院は、公設民営化後、人件費の見直しや、指定管理者による経費削減の取組によって経営状況が大幅に改善され、現在まで安定した経営が行われている【表1】。なお、減価償却費を除く医業収支については、平成19年度に初めて黒字化して以降、現在まで均衡を継続している。

【表1】 医業収支の推移

(単位：百万円)

年度	医業収益	医業費用	医業収支比率
H16	1,651	2,790	59.2%
H30	2,188	2,361	92.7%
R1	2,143	2,343	91.5%
R2	2,145	2,245	95.6%
R3	2,150	2,387	90.1%
R4	2,213	2,352	94.1%

Ⅲ. 取組方針

1. 地域における役割

(1) 太宰府病院の果たすべき役割・機能

公的医療機関として、採算性の確保が困難な精神医療を提供するほか、福岡県精神科救急医療システムにおける常時の診療応需体制の整備、民間の医療機関では処遇が困難な患者（刑務所等矯正施設からの措

置患者等)や身体合併症患者(結核患者や他科的な問題は経過観察となったが精神疾患のフォローが必要な患者等)の積極的な受入、依存症対策や入院患者の地域移行・定着支援をはじめとする本県の施策推進への協力、災害発生時における精神医療の提供等、本県の精神医療の中核機関としての役割・機能を果たすことが求められる。

(2) 機能分化・連携強化

持続可能な地域医療体制を確保するためには、地域の中で公立病院が担うべき役割や機能を明確化・最適化し、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用する観点を持ちながら、機能分化及び連携強化を進める必要がある。

太宰府病院は、主に急性期や重度の患者の受入を担う等、県の精神医療の中核機関としての役割を果たしており、今後も地域における効率的な医療提供体制の確保のため、他の医療機関や福祉施設等との連携維持・強化に努める。

(3) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

指定管理者から提出され、本県が承認した事業計画に掲げる数値目標をもって経営強化プランにおける数値目標とする。

(4) 一般会計負担金の考え方

公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきものであるが、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)には、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計において負担するものとされている。

この規定に従い、総務省が定める地方公営企業の操出基準の範囲内で、一般会計からの適正な額の繰入を行うこととする。

2. 医師・看護師等の確保と働き方改革

(1) 医師・看護師等の確保

病院の果たすべき役割・機能に的確に対応した人員配置となるよう医師・看護師等の医療従事者を確保することは、持続可能な地域医療の確保、医療の質の向上、新興感染症拡大時の対応等、病院の機能強化を図る上で極めて重要である。

太宰府病院においては、医師・看護師等の医療従事者数は概ね充足しているが、多様な精神科ニーズに対応するため、引き続き人員確保に取り組む必要がある。

医師については、大学病院への派遣要請を継続することにより確保に努める。医師以外の医療従事者については、ハローワークや人材紹介業者の活用、看護実習生の積極的な受入等により採用活動の強化を図る。

(2) 臨床研修医の受入等を通じた若手医師の確保

太宰府病院は、協力型臨床研修病院に指定されており、年間約30人の研修医を受け入れている。

今後は、引き続き研修医の受入を積極的に行うとともに、研修プログラムの充実、指導医の確保、学会・大学（研究室）等への訪問機会の確保等、若手医師のスキルアップを図るための環境整備に取り組み、臨床研修医、専攻医、地域枠医師等の若手医師の確保に取り組む。

(3) 医師の働き方改革への対応

令和6年度から医師の時間外労働規制が適用されることに伴い、適切な労務管理の推進、ICTの活用、地域の医師会や診療所等との連携等により、医師の時間外労働の縮減を図ることが必要とされる。

太宰府病院においては、令和5年度にICカードを利用した勤怠管理システムを新たに導入し、労務管理体制の強化を図ったところである。

今後は、適切な労務管理や連携医療機関との綿密な情報共有を推進するとともに、タスクシフト／シェアについても必要に応じて取組を検討し、医師の労働環境のさらなる改善に努める。

3. 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症への対応については、積極的な病床確保と入院患者の受入をはじめ、各地において公立病院が中核的な役割を果たしたところであり、感染症拡大時に公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識された。

太宰府病院においては、既存の結核隔離病床を転用し、軽症の新型コロナウイルス感染症患者のうち、精神科患者の受入を行った。

今後は、福岡県感染症予防計画に基づき、県との間で医療措置協定を締結し、感染症発生・まん延時における公的医療機関としての機能や役割の明確化を図るとともに、院内感染対策の徹底や必要な資材の確保、感染症への対応に係る実践的な研修の実施等により、新興感染症に係る医療提供体制の整備に平時より取り組んでいく。

4. 施設・設備の最適化

(1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

施設・設備の適正管理は、公立病院として将来にわたり安全かつ安定的な医療を提供していく上で重要な課題である。

太宰府病院においては、福岡県公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、計画的に保全・修繕工事を実施することを基本として、施設・設備の長寿命化を図る。

(2) デジタル化への対応

病院におけるデジタル化の推進は、医療の質の向上、医療情報の連携、働き方改革の推進と経営効率化の観点から重要と考えられる。

太宰府病院においては、電子カルテの導入やマイナンバーカードによるオンライン資格確認等、デジタル化への対応を進めてきた。

今後は、マイナンバーカードによるオンライン資格確認について、患者への呼びかけや啓発ポスターの掲示等によりさらなる利用促進を図る。さらに、患者サービスの向上や業務効率化を図るため、電子処方せんの導入等幅広い分野でのICT活用について検討を進める。

また、デジタル化の推進とともに、厚生労働省の医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえた情報セキュリティ対策の徹底に努める。

5. 経営の効率化

地域の医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくために経営の効率化は不可欠であり、医療の質の向上等による収入確保や医薬品費、医療材料費等の経費節減に積極的に取り組むことが重要である。

ガイドラインでは、全国の病院等の状況も参考にしつつ、原則として、経営強化プラン対象期間末時点における数値目標を定めることとされており、指定管理者制度を導入している団体においては、指定管理者から地方公共団体に提出された運営計画等をもって、数値目標や具体的取組に代えることも可能であるとされている。

このため、太宰府病院においては、指定管理者から提出され、本県が承認した長期収支計画及び事業計画をもって、経営の効率化に係る数値目標及び具体的取組とする。

IV. 経営強化プランの点検・評価・公表

ガイドラインでは、経営強化プランの実施状況について概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するものとされている。

本県では、太宰府病院の管理の適正化、良質な精神医療の提供及び経営健全化に資することを目的とした「福岡県立精神医療センター太宰府病院運営評価委員会」を毎年1回開催している。同委員会では、福岡県医師会、福岡県精神科病院協会等の医療関係者や公認会計士、弁護士等の外部有識者によって評価が行われており、その結果は本県のホームページ等で公表している。